

J S A 若手研究者問題シンポジウム

若手研究者問題の解決をめざして
大学教育を考える

教える立場、学ぶ立場、評価する立場から

予稿集

2012年2月12日

国公労連・会議室

日本科学者会議学術体制部

シンポジウムの主旨と日本学術会議の『提言』について

上野鉄男（日本科学者会議 学術体制部長）

1. シンポジウムの主旨

2008年以後、関係団体が共同で若手研究者問題の解決をめざして、シンポジウム等の取り組みを行った。2008年11月にシンポジウム「科学・技術の危機とポスドク問題－高学歴ワーキングプアの解消をめざして」（参加240人）を、2010年5月に「ポスドク・フォーラム～若手研究者問題の解決をめざして」（参加250人）を関係団体が共同で開催した。2010年8月に、シンポジウム実行委員会は5月のシンポジウムの討議でまとめた「提言」をもとに文部科学省中川副大臣、内閣府科学技術政策担当官等に要請・懇談を行い、若手研究者問題の解決に向けた「申し入れ」をした。

これらの取り組みによって問題を社会にアピールすることができ、事態の改善に多少は貢献したが、根本的な問題解決には程遠い状況である。この段階で、それまでの実行委員会としては、若手研究者問題への取り組みは関係当事者を中心とする団体等にゆだね、その動きを支援するということに合意した。これを受けて、それまでの積み重ねをさらに発展させたいという考えから、2011年1月以後に、当事者団体（首都圏大学非常勤講師組合、日本科学者会議若手研究者問題委員会、日本科学者会議学術体制部）で「若手研究者問題懇談会」を5回開催した。

そこでの議論を通じて、現在行われている大学教育に重大な問題があることが明らかになった。これらの1つとして、現在の大学教育は多くの部分を非常勤講師に依存しているという問題がある。非常勤講師の教育・研究条件は劣悪で、十分な教育も研究も行うことが困難であり、このような状況では教育を受ける学生にとっても不幸である。正規の教員を増やして、問題を解決、改善することは大学教育を改善する上でも、若手研究者の教育・研究条件を改善する上でも重要である。このような大学教育に関する議論が若手研究者問題の解決、改善に結びつくのではないかということが共通の認識になり、大学教育をテーマにしたシンポジウムを開催することになった。

シンポジウムでは、大学教育、評価の問題に関して多方面から問題提起をしていただくと同時に、総合討論で参加者から発言していただく時間を十分に確保したい。討論により、大学教育の実態について明らかにするとともに、問題解決の方向について活発な議論をお願いしたい。

2. 「日本の展望－学術からの提言2010」から－若手研究者育成について－

日本学術会議は2010年4月に「日本の展望－学術からの提言2010」を公表し、「日本の学術は全体として活力を失いつつある。」「大学をめぐる環境が法人化の影響などで悪化し活気が失われつつある現在の状況は、深刻である。」と述べ、この危機を克服するための方策を提言した。さらに、8月には勧告「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」を公表した。上記の「提言」および「勧告」は、現在の学術をめぐる危機的な状況を打開する上で、重要な意義を持つと言える。そこで、「提言」においては若手研究者の問題がどのように取り上げられているかを見てみることにする。

「提言」においては若手研究者の問題は、39頁から40頁にかけて、「若手研究者育成の現状と政策課題」として2つの項目に分けて記述されている。

第1の「若手研究者育成の現状」においては、「分野を問わず、学術における発見と発明、困難な問題の解決のための新しい発想、あるいは、革新的な提案などは、ほとんどの場合、若い頭脳が生み出してきたことは歴史が証明している。……こうした人たちが存分に活躍し、未来の新しい学術・社会を創造する人材として育つためには、彼らの意欲を引き出し、自信を与え、かつ世界に貢献

する成果を出せる環境を整えなければならない。」と述べており、現状に関しては「明日の学術を支える研究者の供給については課題がある。」と指摘している。

その具体的な内容として、「大学院で研究者として育った者が研究者として働く場を適切な形で十分に確保できないという点で、若手研究者問題は深刻である。いわゆるポスドクは、常勤職ではない『非正規労働者』である。様々な研究プロジェクト資金により任期付きで雇用され、社会保険の加入率も 58%（2005 年度現在）で、キャリアや年齢に見合わない低収入に甘んじている。」と述べている。

一方、1990 年代から大学院の重点的な強化が進められたが、これは「日本の学術研究を支える人材を作り出すために必要な方向であり、先進国との比較において、日本の大学院学生数はまだかなり少ない。」と述べている。

近年理工系大学院に関して「博士課程の入学者数は大幅な減少傾向にある」という深刻な変化があること、「人文・社会科学分野でも大学院進学者が大幅に減少している」ことが指摘されている。この原因としては、「博士号取得者の深刻な就職問題や劣悪なポスドク待遇の問題がある」ことなどが挙げられ、「こうした状況を部分的にでも打開できないと、『科学技術立国』としての日本の将来は暗い。放置すれば欧米諸国のみならず新興諸国に対しても、日本は学術の国際的な地位を喪失しかねない。」と述べられている。

以上の現状把握に関する**筆者のコメント**を以下に記述する。

- ① 現在の深刻な状況を生み出した原因が説明されていない。筆者は、若手研究者の研究環境の整備が不十分なままの大学院重点化政策はその主要な原因と考える。「日本の大学院学生数はまだかなり少ない」と述べることにより、問題発生原因が不明確になっている。また、ポスドク 1 万人計画が果たした役割についても検証する必要があるが、言及がない。
- ② 科学技術政策の失政の結果、若手研究者が「使い捨て」の状態に置かれているという学術体制の構造的な問題としての現状把握が見られない。
- ③ 若手研究者を「使い捨て」の状態に置いておくことは財政の浪費である。
- ④ 極めて深刻な教育・研究環境に置かれている大学非常勤講師の問題について言及がない。

第 2 の「社会のための人材育成のシステム」においては、現状を改善するために、「大学・研究所・産業界などで若手研究者が伸び伸びと研究に取り組めるポストを増やし、博士号取得者の高度な専門性を認めて処遇改善を図ることなどが基本である。」

「大学院博士課程在籍者を研究職業人と位置づけ、経済的自立を可能とする公的財政支援を行い、国際的な対等性を確保する必要がある。」

「具体的な方策の一つは、養成される若手研究者の数が増えたことに見合うだけの『将来の見通しのあるキャリアパスの総合的なデザインとそれに応じたポスト』を用意すること」

「アカデミズム以外での専門職としての処遇に、『官』が率先して取り組むべきである。具体的には、国家公務員や地方公務員採用における『大学院（博士、修士）卒』の新設、高度専門職（図書館司書や博物館・美術館の学芸員など）への博士など大学院修了者のより積極的な採用を進めて、若手研究者の受け皿を作る必要がある。」などが述べられている。

また、第 3 期科学技術基本計画（2006-2010 年度）に関しては、「『若手研究者の自立支援』などを掲げて若手研究者問題に対する取組みが焦眉の課題の一つとされ、一定の支援策が採られてきたが、本質的解決には程遠い状況である。」と述べている。

上記の改善策に関する**筆者のコメント**を以下に記述する。

- ① 若手研究者問題の解決は、若手研究者の窮状を解決するだけでなく、日本の学術・教育体制全体の中心的課題の解決と深くかかわっている。このような位置づけがなく、ただ現状の改善

策が提案されているだけである。

- ② 第3期科学技術基本計画で採られた支援策は「本質的解決には程遠い状況である」としながら、問題解決の具体的な方策として抽象的な提案が部分的になされているだけである。
- ③ 大学非常勤講師の問題解決策は独自の課題として取り上げられることはなく、一般論の中に埋没している。
- ④ 若手研究者の「使い捨て」状態の解消を、科学技術政策として取り組むべきである。

3. 日本学術会議の大学と高等教育に関する提言

「日本の展望 — 学術からの提言 2010」においては、大学教育に関して言及されていない。大学教育の問題に関しては、日本学術会議 日本の展望委員会「大学と人材分科会」の提言「人を育む、知の連山としての大学へ向けて」が2010年4月に公表された。その要点は以下のようなものである。

・大学が直面している課題：①大学の大量化という量的課題と卓越性という質的課題をいかにして両立できるのか、②日本の大学が国内のみにとどまらず国際社会の中での役割と機能をどのように設計し整備していくのか、③高等教育を支える公財政投資への国民の合意形成をいかに達成していくのか

・中長期的視点で日本の大学のあるべき姿（大学像）を描き、そのような大学を実現するための具体的な課題を抽出し、課題を達成するための提言をまとめた。その際、現在の制度の枠組みにとらわれず、あるいは実現可能性から議論を縛ることは避け、理想的な到達目標を掲げることとした。

・我が国が目指すべき大学像：我が国が人材立国を果たし、21世紀の知識基盤社会、多文化社会、生涯学習社会へ向かう道程

- 1) 様々な能力に秀でた多様な人材を生み出す、輝く個性と優れた機能を有する、知の連山としての国公私立の大学。（筆者コメント：大学間格差や序列のない大学群）
- 2) 国際レベルの質の高い高等教育の機会を提供し、高度の専門的知識と市民的教養の教育の達成を保障する大学。（豊かな人生を送るための教養教育が重要）
- 3) 国民のひとりひとりが、より成熟した世界観、価値観を獲得できるよう、人生を主体的に設計する過程で、求める高等教育を求める時期に享受する機会が得られるような、柔軟な制度を有する開かれた大学。（自由が大切；最近、「学問の自由」「大学の自治」が見られなくなった）
- 4) 性別、年齢、社会経験などに関わりなく、内外から多様で多彩な人材を受け入れるとともに、我が国の人材を世界に送り出し、国境を越えて優れた人材の交流の架け橋となる大学。（国際性）
- 5) きめ細かい公的支援に支えられて、多様な教育研究理念を持ちながら切磋琢磨し、継続的な改革を自律的に進める大学。（学術研究の成果は国民の財産であり、その発展と普及を担う大学は公的資金により支えられるべきである）

・描かれた大学像を実現するために、17項目の提言がなされているが、重要と考えられるものを要約して、以下に挙げる。

- 1) 公財政投資の増額が必要であり、当面、OECD諸国と同等の、教育費全体で対GDP比で約5%へ、高等教育費で約1%への増額を目標とすべきである。教育への投資を増やすことに国民的合意が得られるよう、政府をはじめ、関係機関のあらゆる努力が必要である。
- 2) 大学は、特色と強みを生かし、教育の質を保障する、個性輝く、連山のような大学群を形成すべく、それぞれ主体的に取り組むべきであり、政府は総合的な支援をすべきである。国民の多様な複線的キャリアパスの設計を可能とするために、入学年齢、入学時期、就学年数などにおいて飛躍的に柔軟な大学制度を設計、導入する。
- 3) 大学は、学部・大学院の教育プログラムを、学生本位の、学習成果を重視するものに改革してい

く必要がある。

- 4) 近年の博士課程進学者の減少には重大な危惧がある。社会全体の合意として、大学院博士課程で学ぶ者を高度な研究職業人と位置づけ、政府は、彼らの経済的な自立を可能とする財政支援の強化や制度の整備を行う必要がある。大学などにおける若手教員採用の促進、博士号取得者の社会での処遇改善、さらに研究教育支援人材の処遇改善を図る必要がある。なお、博士課程定員については、博士・修士課程の定員移動も含めて、制度の柔軟な運用が必要である。
- 5) 国立大学法人制度については、大学の自立と自律を達成し、個性と機能を伸ばし、生き活きとした大学群を形成するために慎重な評価が必要であり、適切な制度変更を躊躇してはならない。法人化に伴う運営費交付金の一律削減、競争的資金重視は、大学間格差を増長し、あるいは過度の事務負担と評価で教員を疲弊させており、競争的資金と運営費交付金を見直す必要がある。特に、教員数減少に直結し、研究、教育の質の低下をもたらす運営費交付金における人件費年率1%削減条項は撤廃すべきである。
- 6) 大学の健全な発展には、多角的な大学評価指標の導入や、簡素でも核心を評価する制度の設計を進めるべきである。国立大学等の法人化後の評価と公的な資金配分が直結する制度は、様々な歪みを生んでおり、評価自体が大学人の教育研究時間を著しく減少させるなど、大学への過剰な負担となっている。国家の貴重な知的資源の浪費を避けるため、政府、大学評価機関、そして大学が、相応しい評価システムの開発に取り組む必要がある。
- 7) 各大学で取り組む特色ある研究にも、公的な資金援助を拡充すべきであり、特に基礎・基盤研究が息長く継続できる研究資金の確保が必要である。

以上の大学と高等教育に関する提言についての筆者のコメントを以下に記述する。

- ① 若手研究者問題の根本的な解決は、「提言」が描いた「我が国が目指すべき大学像」を実現する上で、最も重要な課題であると考ええる。科学技術政策の失政の結果、若手研究者が「使い捨て」の状態に置かれているが、これは学術体制の構造的な問題であり、この問題を根本的に解決するための方策を提言すべきである。
- ② そのためには、若手研究者問題の発生原因とポストク、大学非常勤講師、任期付き若手教員等の実態の把握が重要である。とりわけ、大学非常勤講師の実態を把握するべきである。
- ③ 極めて困難な状況に置かれている若手研究者が大学における教育と研究のかなりの部分を担っていることがどのような問題を生み出すかについての現状把握と議論が重要である。大学における教育と研究の質を保証するためには、現状の根本的な解決が必要である。
- ④ 「我が国が目指すべき大学像」を実現する上で、大学においては正規の教員を大幅に増加し、有期雇用・非常勤雇用を制限し、教員は任期のつかない正規雇用を基本原則とすることが重要であり、このことを明確に提言するべきである。
- ⑤ 公財政投資の増額が提言されている。正規の教員を大幅に増加するためには公財政投資の増額が必要であるが、これにより自動的に正規の教員が大幅に増加することにはならない。正規の教員を大幅に増加するためには独自の取り組みが必要である。
- ⑥ 現状の大学評価が大学人の教育研究時間を著しく減少させるなど、大学への過剰な負担となっており、国家の貴重な知的資源の浪費であるという指摘には、同意できる。

4. おわりに

以上、日本学術会議の「提言」について見てきたが、若手研究者問題の解決をめざして、今後日本学術会議と意見交換などを行い、若手研究者当事者の意見が日本学術会議の議論に反映されるように取り組んでいくことが重要である。

高等教育をめぐる危機的情勢とその解決のために

齋藤安史（日本科学者会議 常任幹事）

1. 拡張する大学と学生の学習、大学教育⁰⁾

1949年の、高等教育機関の「大学」への一元化—新制大学発足—、1950年代以降の私大学生数の激増、60年代の理工系増募計画と続き、大学進学率（1960年に18歳人口の1/10、1970年に1/4）は急上昇する。工学系をはじめとする大学院生激増（2000年には60年の17倍）は多くの矛盾を抱えながら進行し、現在18歳人口の過半数が大学進学している。

家庭の収入が低い学生ほど、4年生大学への進学予定率が低い一方、就職する割合が高い。

内閣府「社会意識に関する世論調査」（2008年2月）では、子育てのつらさの内容の1位に「子どもの将来の教育にお金がかかること」が45.8%を占めている。家計負担が重いことは教育格差や少子化の重要な原因である。

2008年3月に、学部を卒業した者、修士課程を修了した者、博士課程を修了した者、ポストドクターから転職・転出した者、それぞれの進路（同年5月時点）のまとめによると、56万人の大学卒業生のうち、修士課程への進学者6万7千人、博士課程への進学者が7900人で、自然科学系の博士課程入学者数は近年減少し（03:13,190人→10:11,918人）、博士課程への進学率は低下傾向にある。

約16000人の修了者の就職者は増加傾向であるが、就職率は約6割程度（2010年度61.9%）であり、うち2200人がポストドクである。

科学技術政策研究所「ポストドクター等の雇用・進路に関する調査—大学・公的研究機関への全数調査（2009年度実績）—」¹⁾によると、2009年11月在籍のポストドクター等の総数15,220人（2008年度は18000人）の分野内わけは、理学が最も多く31%（4,754人）を占め、工学は28%（4,267人）、人文・社会科学は14%（2,133人）、保健は14%（2,107人）、農学は11%（1,641人）である。競争的資金等の外部資金で雇用されている者が46%（6,990人）を占めるが、年齢層内訳を5歳区分で見ると、30～34歳が最も割合が高く42%を占めており、40歳以上は12.5%である。

2009年11月在籍のポストドクター等の中で、2010年4月1日までに職種を変更したことが判別できた者2,217人に限定して職種変更後の職業を見ると、大学教員となった者が56%（1,239人）、公的研究機関等の研究開発職が14%（229人）、民間企業の研究開発職が8%（176人）となっている。

日本の大学生の学習時間が小中高生より少ない（1日当たり、学業以外を含む学習時間は、5.5時間/小学6年、7時間/中学・高校3年、5時間/大学大学院）のは、後者が生活費等を得るために一定時間を割かざるを得ないとしても注視しなければならない。

日本の大学生の学習時間（授業、授業関連の学習、卒論）は4.6時間で、大学設置基準の想定している学習量8時間の半分に過ぎない。

教員の一人あたりの担当授業数が多く（一学期8コマ以上を担当。—アメリカは2—4コマ）、ゼミ、論文指導の数がきわめて多く、大学院の負担もあり、教育にかける時間が少ないなど教員が怠慢なわけではない。また、ゼミ、論文指導などに力点を置き、少人数でのインフォーマルな学習に力を入れ、卒業論文・研究が重要でそれによって、学術的、人格的成長をうながしているのを日本的特質としており、機械的に対比するのではなく、独自の教育充実の方策も考えられねばならない。

大学教育改革の課題として、個別の工夫（初年度教育、FD、GPA など）は行われてきたし、教員も教育に熱心になってきつつある。しかし、個別教員の努力には限界があり、構造的、基本的な問題は残っている。一律的・標準的な正解はなく、個別大学・分野ごとでの試行、革新が重要である。

2. 教育の目的は人材（財）育成だけか

下線は強調のためつけたものである

昨年 12 月 22 日 国家戦略会議は「日本再生の基本戦略 ～危機の克服とフロンティアへの挑戦～」を決定した。そこでは、東日本大震災からの復旧・復興、原発災害への対応をも成長戦略の更なる加速に利用する「被災地の復興を日本再生の先駆例としていく」と「災害便乗型資本主義」の姿を露骨に見せ、「フロンティアへの挑戦を通じた新たな成長を実現」するとしている。ここで『フロンティア』とは、宇宙や海洋の開発、経済、社会、科学技術、教育（人材育成）、国際関係、政治や行政など多岐にわたる分野における「新たな可能性の開拓」を意味する。」とし、前世紀末の大学審議会「21 世紀答申」などをから喧伝されている（とりわけ高等）教育を、産業競争力増強の人財育成に特化する姿勢を露骨に示している。

人材 human resource は「人財 human capital」になり、「産学関係者による継続的な対話の場（フォーラム・円卓会議等）」として 7 月、「産学協働人財育成円卓会議 ～元気な日本復興・復活のために～」が、文科省の調査研究協力者会議として設立された。

学術の中心として、広く知識を受けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的・応用的能力を展開させることを目的とする、大学・高等教育を（科学技術政策を推進するための）人材（人財）育成<だけ>に特化し、大学を含む学校教育制度としての教育は人格の完成を目指して行われるという側面を軽視（もしくは無視）しているともとられかねないものである。何よりも、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた学生の全面的発達を阻害するものであることを強調しておきたい。

各専門分野における大学生の質保証を求める中教審の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」³⁾は、大学教育を専門教育に重点化するものであり、教養教育・共通教育の意義を確認したうえでの検討が行われないと、専門教育の在り方さえもゆがめ大学教育を一面的なものにせざるを得ない。また、「学生が職業生活に移行する際に、とりわけ文系の分野を中心に、大学教育の成果が殆ど顧みられないということに加え、むしろ早期化、肥大化する就職活動によって、分野を問わず大学教育自体の円滑な実施に困難を来している状況が起こっている」との指摘もある。⁴⁾

3. 国立大学法人化とその後の大学の現状⁵⁾

2001 年 省庁統合、経済財政諮問会議・総合科学技術会議などの設置と矢継ぎ早に、「小さな政府」を目指す新自由主義の政策が出され、文部科学省主導で 2004 年 国立大学が法人化された。

法人化前（2003 年）後（2007 年）の大学における教員の年間活動時間数の変化⁶⁾は、応用物理・化学・基礎生物学・機械工学・数学/理論物理学の全分野において「研究に関する活動」時間が減少し、「組織運営に関する活動」時間は増加している。分野によってばらつきがあるものの、概ね 5% 前後の職務時間が増加し、年間労働時間が 3000 時間を超えるのがほとんどである。旧帝大・国立総合大・私立総合大・国立単科大・私立単科大の大学分類別に見ても、法人化後、国立大学のみならず、私立大学の「組織運営に関する活動」時間が増加、とりわけ旧帝大、国立総合大学では全体の 1/4 にまで増加している。一方、「研究に関する活動」時間は全大学において減少し、特に国立単科大学では全体の 1/4 にまで減少している。

法人化前（2002 年）、全大学学部の教員一人当たり年間平均研究時間割合は 47.5%と職務時間全

体の約半分を占めていたが、法人化後（2008年）では36.1%と、11.4ポイント減少した。

とりわけ、理工系では「組織運営に関する活動」時間が増加している。国・公・私立大学別で見ても、研究時間の割合は減少し、一方で、教育時間割合は、いずれの大学別で見ても増加しており、私立大学の増加の幅が最も大きくなっており、社会サービス時間割合の増加の幅は特に公立大学で大きくなっている。

国立大学に続いて法人化された公立大学では、各設置団体・設置者の意向がより露骨に前面に出され、大学にふさわしくない性急な「改革」が進められている。私立大学では二極分化—学生募集・経営が困難になる大学があり、定員を超えた入学生を受け入れ授業場所を設けることさえ困難になる大規模大学も存在する—が進み、公的な補助が不十分なことに起因する数々の弊害を生み出し、現場の教職員に苦闘を強い、大学に危機的状況をもたらしている。⁷⁾

国立大学法人化以降、国立大学法人への運営費交付金は減り続け、2012年度政府予算案では2004年度と比べ992億円の減、うち一般運営費交付金（法人化当初は「教育研究経費」）は2,354億円の減少である。一般運営費交付金には授業料免除が含まれており、この2012年度政府予算案では対前年度42億円増であった。授業料免除枠の拡大によって、経済的理由によって高等教育を受ける権利が保障されない学生がひとりでも減ることは重要であり、その増額は歓迎されるべきであるが、この増額を一般運営費交付金から除外すると、その他の基盤的な経費の減額は93億円にも及ぶ。

一般運営費交付金の減額は、結果として学生の教育にかける経費、基盤的な研究経費の減額と、そうした教育研究を支える教職員の人件費の減額によって賄われることとなる。こうしたことへの対応として、各大学では専任教員の削減が行われてきており、教育・研究への影響があらわれ始めているのに加え、高等教育の将来を担うべき若手の教員やそれをめざす人々の希望を奪っている。大学の機能の低下につながり、国立大学が今後日本の社会へ還元できる知の質と量の維持も困難となる。

附属病院運営費交付金を含めた基盤的な経費の削減とは逆に、事業ごとに計上される競争的な特別運営費交付金は、対前年度117億円増、12.9%増である。法人化以降一貫して続けられている基盤的な経費から競争的な経費へのシフトが明らかである。こうした基盤的な経費から競争的な経費へのシフトは止めるべきで、前者の飛躍的拡大こそが肝要である。

私立大学等経常費補助については、対前年度比で年々減額されており、私立学校振興助成法の趣旨や「経常費の50%補助を速やかに実現すること」という同法成立時の国会附帯決議に反して、補助率がわずか10%程度にすぎない現況には憤りを禁じ得ない。

設置形態を超えて高等教育機関を蹂躪している、大学執行部への権限集中と大学自治の崩壊、基盤経費削減と資金の競争化、規制緩和、過度の情報公開の強要、とりわけ短期的成果の恣意的データ集積による大学のランキングによる差別化などに顕れている。それにより大学の自治は後退を余儀なくされ、政官財界の政策目標に合致した組織・教育研究目標への誘導が加速の一途をたどっている。今こそ、国公立大学法人制度そのものを検証し、抜本的に見直すことが求められる。

この状況の最大の被害者は学生・院生であり、国公立のいずれの大学で学んだかにかかわらず、すべて大切な、尊厳を持ったひとりの人間である。彼らの高等教育を享受する権利を奪い、そこで得たものを活用して社会に貢献する可能性を摘み取ることは、当事者のみならず社会的損失である。「受益者負担」の名目で、学生（とその家族）に多額の経済的負担を強いられている現状の打開が喫緊の課題である。高等教育への公財政支出を少なくともOECD諸国平均のGDP比1%に引き上げること、国際人権A規約13条2項(c)の留保を撤回し高等教育の無償化に向けて進むこと、給付型の奨学金制度を創設し充実していくことにまず着手することを求めたい。

4. 大学の機能別分化、再編・統合問題

これまでの改革の進展や、国際的な動向に照らして、我が国の大学改革で急がれる課題として、機能別分化の進展への対応のための支援策が中心課題として浮上した。

一昨年暮、2011年度の政府予算決定に当たり、文部科学省と財務省で合意した「時代の要請にこたえる人材育成及び限られた資源を効率的に活用し、全体として質の高い教育を実施するため、大学における機能別分化・連携の推進、教育の質保証、組織の見直しを含めた大学改革を強力に進めることとし、そのための方策を、1年以内を目途として検討し打ち出す」ことが強調される。

2011年度政府予算では、大学教育研究特別整備費（58億円）が創設され、2012年度政府予算ではこれが教育研究力強化基盤整備費（43億円）とされた上で、別途、国立大学改革強化推進事業138億円が新設された。この事業の目的は、「大学の枠を超えた連携の推進や個性・特色の明確化などを通じた取組を推進」するためであり、「大学改革に積極的に取り組む国立大学法人に対し」重点的に支援することとされている。連携の推進や個性・特色の明確化等はそれ自体が目的ではないはずであり、教育と研究の質の向上について、各大学が自律的に検討し実施していく多様な取り組みを、基盤的な経費で保障することこそが、必要とされている。国立大学改革強化推進事業の新設等の強引な財政誘導は止めるべきである。

短期的な効率を優先するあれこれの制度・組織いじりではなく、「長期的視点からの継続的・安定的な財源の確保、教育研究力強化のための施設・設備の整備充実」は、国立大学のみならず、存亡の危機にある中小の私立大学をも含んだすべての大学に対して果たすべき「政府の役割」であることを強調しても強調しすぎることはない。

大学・高等教育の目的である、地球規模での課題の解決、教育を受ける権利の保障など、日本の大学がその責任を果たしていくために、国公私の設置形態の違いを超えて、総体としてどう充実させていくのか、そのためにはどうした政策的提案をするのか、様々な組織が連帯して、このような取り組みをすすめ、国民的合意を得てその実現のために努力していくことが肝要である。

注および文献

本稿は、第16回東京科学シンポジウム(2011. 12. 3~4 立教大学)への報告をもとに補筆した。

- 0) 第2期教育振興計画策定に向けて、中央教育審議会 教育振興基本計画部会において13回にわたり検討されている。そこへ提出された資料から適宜利用した。
- 1) NISTEP 科学技術政策研究所：「ポストドクター等の雇用・進路に関する調査 ー大学・公的研究機関への全数調査（2009年度実績）ー」（2011.12 調査資料-202）
- 2) グローバル人材育成推進会議中間まとめ（2011.6.22）
- 3) 中央教育審議会：学士課程教育の構築に向けて（答申）（2008.12.24）
- 4) 日本学術会議：回答「大学教育の分野別質保証の在り方について」（2010.7.22）
- 5) 数多くの論考があるが、最近のものとして、吉見俊哉：大学とは何か（2011.7.20 岩波新書）
- 6) 科学技術政策研究所：「日本の大学に関するシステム分析」第2部「研究環境（特に、研究時間、研究支援）の分析」（2009.5.20 NISTEP REPORT No.122）
同：「減少する大学教員の研究時間ー「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」による2002年と2008年の比較ー」（2011.12.15 DISCUSSION PAPER No.80）
- 7) 全国大学高専教職員組合第23回教職員研究集会報告（2011.10 全大教時報 Vol.35 No.4）

大学評価の展開と内部質保証システム構築への要請

林 隆之 (大学評価・学位授与機構 研究開発部)

1. 大学評価の制度化

日本では、大学評価は第二次大戦後の 1947 年にアメリカをモデルに大学基準協会が設立された時点まで遡る。しかし、現在の大学評価に直接つながるような、国の制度としての大学評価の導入は 1991 年のことである。この年に大学設置基準が大綱化され、一般教育と専門教育の区分や一般教育内の科目区分についての規定が廃止された。これにより、大学はそれぞれの教育上の目的に即して自由に授業科目を編成できるようになった。このような大学の自由度の向上と引き替えに、大学は自らがその教育の質を確認する「自己点検・評価」を行うことが求められるようになったのである。

しかし、実際には多くの大学では教員の研究業績を一覧化するだけなど、自己点検・評価が形骸化している状況が問題となった。そのため、1998 年の大学審議会の答申により、第三者機関による大学評価の必要性が謳われ、2000 年には大学評価・学位授与機構が改組設置され、国立大学や一部の公立大学を対象に試行的評価が 3 年間実施された。

さらに、2004 年には学校教育法や大学設置基準が改正された。これにより、学科等の設立は、一定の条件を満たせば届出で済むようになるなど、更なる規制緩和が行われた。それに伴い全ての国公私立大学は 7 年に一度、第三者評価を受けなければならないという「認証評価」が導入される。さらに、同年には行財政改革の流れから、国立大学が法人化され、独立行政法人と同様に中期目標・計画を策定し、その達成度の評価が行われるようになっている。

このように大学評価は、規制緩和などの大学の自由度向上に伴って制度化されるという展開を繰り返し経てきている。また、大学設立時点での事前段階を重視した規制から、設立後の定期的な「事後チェック」へとシフトしてきているのである。

2. 大学評価によって何が指摘されたのか

(1) 大学評価の実際

日本では大学評価を実施する機関は複数あり、大学自らが評価機関を選択するという市場型の競争構造として設計されている。一国内で評価機関が競争関係にある国は少なく、欧州ではドイツ、オランダ、スペインのみであり、他の国では複数存在しても高等教育機関の種別や地域によって分担している (Costes et al. 2008)。日本でも、結果的には、設置形態や既存の協会組織によって一定の傾向があり、ほとんどの国立大学と半数の公立大学が大学評価・学位授与機構を受審し、日本私立大学連盟加盟の 123 大学の 8.5 割や半数の公立大学は大学基準協会を受審し、日本私立大学協会加盟の 389 大学の 6 割は同協会を母体とする日本高等教育評価機構を受審している (H16-H22)。

では大学評価により、どのような課題が明らかとなり、質が改善・向上されているのかを、大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価における 125 大学 (国立 84、公立 35、私立 6) の結果から見てみたい。評価は 11 の基準に即して行われ、基準ごとに「優れた点」や「改善すべき点」があれば指摘する。表 1 は各基準ごとに指摘を受けた大学数を示している。

「改善すべき点」が指摘された大学数が最も多い基準は「基準 4 学生の受入」(98 大学)である。特に大学院において入学定員充足率の過不足が指定されている。次には「基準 3 教員及び教育支援者」(33 大学)が多く、詳細は次節で説明する。他には、バリアフリー化の遅れや図書整備の不十分さ (基準 8)、シラバスの不十分さ (基準 5)、留年率の高さや学生アンケートの結果の低さ (基準 6)、

教養教育の責任体制の不備（基準2）など多様な指摘がなされた(渋井ほか 2011)。全体的には、設置基準への遵守など、「改善が必要である」と明確に指摘することが可能な項目が多くなっている傾向がある。逆に最低限の基準以上の内容については、訪問調査時に非公開の意見交換という形で伝達するなどの方法が実態としてとられている（荻上 2009）。

表1 大学評価の基準と結果（125大学）

		「優れた点」が 指摘された 大学数	「更なる向上が期 待される点」が指 摘された大学数	「改善すべき点」 が指摘された大 学数
基準1	大学の目的	50	4	0
基準2	教育研究組織（実施体制）	81	11	11
基準3	教員及び教育支援者	79	14	33
基準4	学生の受入	43	1	98
基準5	教育内容及び方法	101	9	17
基準6	教育の成果	72	9	14
基準7	学生支援等	103	9	16
基準8	施設・設備	78	5	30
基準9	教育の質の向上及び改善のためのシステム	81	12	10
基準10	財務	2	0	2
基準11	管理運営	60	6	10

（2）教員組織の課題

以下では本シンポジウムの論点の一つである、若手教員や非常勤講師を含む教員（基準3）に焦点をあてる。教員については、そもそも大学設置基準において以下のような定めがある。

（教員組織）

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

（授業科目の担当）

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。

大学設置基準では学問分野ごとに必要な専任教員数を定めており、大学評価においても厳しく評価されている。第一サイクルでは、特に教育学分野の研究科について、設置基準における必要数の解釈に幅があることも影響して、多くの指摘がなされた。だが、実際には設置基準があったとしても機械的な判断がなされるわけではない。たとえば教員が退職・異動するなどして一時的に設置基準を下回る場合はある。その場合には評価時点で「人事の予定・進行状況」などを聞き、年内に補充される見込みが確認されれば大学設置基準違反とはしない判断を行っている。一方で、評価時点では専任教員数が足りていても過去数年間、不足状況があれば、詳細な調査が行われる。学生が卒業までに必要な科目を適切に履修できるよう、必要な教員の充足状況が判断されることになる。

また、教員の構成に関しては、教員の年齢及び性別のバランスを評価しており、いくつかの大学では課題として指摘されている。さらに、「教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか」についても評価をしており、少数の大学において、主要科目のうちで専任教員による担当が少ないことや、教養教育科目における非常勤講師依存率の高さが指摘されている。ただし、大学設置基準には「主要科目」についての明確な定義はなく、評価では、必修科目を主要科目と見なすなどにより評価者が総合的な判断を行っている。

3. 大学自身の質保証の責任と情報の公開

このように、認証評価の第一サイクルでは、これまで設置審査を過ぎれば省みられることのなかった教育の基盤的体制が是正されたことが大きな効果の一つであったと考えられる。しかし、実際に評価を行う中で、評価や質保証に様々な課題や限界があることも認識された。以下では今後の課題として2点を指摘しておきたい。

(1) 内部質保証システム確立への要請

上述のように、大学評価は機関レベルを対象に行われたが、実際に教育が行われるのは学科や教育プログラム等のより詳細なレベルである。そのため、機関単位の評価において、具体的な教育内容や教育方法をチェックしようとしても自ずと限界がある。一方で、そのような詳細レベルの評価を行うことは、費用対効果の問題や、監査的な傾向が生じてしまう問題がある。そのため、大学が自らその内部で教育プログラムの内容や方法を定期的に分析・評価する「内部質保証システム」を確立することが新たな課題として重視されている。

実際に第一サイクルの評価においても、大学における課題の多くは第三者評価者によって指摘される以前に、自己評価の段階で大学自らにより把握されている。また、そのような自己評価が十分に行われている大学では評価による改善効果も高いという傾向も見られている（金ほか 2009）。第三者評価が意味を持つためにも、自己点検・評価を含む内部質保証システムの確立が必要である。

内部質保証重視の傾向は既に欧州でみることができる。欧州では 1999 年に 29 カ国の教育関係大臣が集い「ボローニャ宣言」に署名した。これにより、国により多様であった学位課程は学士・修士といった標準的な制度へ統一されるとともに、大学教育の質的保証に向けての協力を行うことが合意された。2003 年には各国において教育の質保証システムを確立することが要請され、同時に「質保証に関する合意された基準・手続・ガイドラインの開発」を欧州高等教育質保証協会(ENQA)に求めた。その結果、2005 年のベルゲン会合において『欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン(ESG)』が採択された。

ESG の特徴は第一に、それが欧州大学協会 (EUA)、欧州高等教育機関協会 (EURASHE)、欧州全国学生連盟 (ESIB)、および ENQA の 4 団体の協力により策定されたことである。すなわち、質保証機関だけでなく、高等教育機関の団体や学生団体が共同して質保証の問題を検討している。

第二に、「高等教育機関の自治の原則に従い、高等教育の質保証の主責任はそれぞれの高等教育機関にあり、これが各国の質の枠組みにおいて学術制度の真のアカウンタビリティの基礎となる」ことを原則とし、高等教育機関自身の責任を明確にしている。そのため、3 部構成である ESG の第 1 部は高等教育機関内部での質保証のガイドラインとなっており、第 2 部が外部質保証のガイドライン、第 3 部が外部質保証機関の体制・運用のガイドラインという順番になっている。以下に第一部の節構成を示す。内部質保証システムの構成要素が示されていると考えられる。

第 1 部：高等教育機関の内部質保証に関する欧州基準とガイドライン

1.1 質保証の方針と手続：

高等教育機関は、教育プログラムと学位の質と水準を保証するための方針、手続を有し、質の継続的向上のための戦略を策定・実施すべき。

1.2 教育プログラムと学位の認証・監視・定期的レビュー：

高等教育機関は、自らの教育プログラムと学位に対する認証・定期的レビュー・監視の正式なメカニズムを有すべき。

1.3 学生の成績評価：

学生に対する成績評価においては、規準・規則・手続が公表され、それらが一貫して適用されるべき。

1.4 教員の質保証：

高等教育機関は、学生の教育を行うスタッフが適切な資格と能力を持つことを確認する方法を有すべき。

1.5 学習資源と学生支援：

高等教育機関は、提供する各教育プログラムにおいて、学生の学習支援に利用できる資源が十分で適したものとなるようにすべき。

1.6 体系的な情報収集・分析：

高等教育機関は、学習やその他の活動のプログラムを効果的に管理するため、関連情報を収集・分析・利用すべき。

1.7 情報公開：

高等教育機関は、自らが提供する教育プログラムと学位に関し、最新で偏りがなく客観的な定量的・定性的情報を定期的に公開すべき。

このような内部質保証システムが大学内部に確立されることにより、評価も外部から詳細にチェックをするのではなく、「内部質保証システムが動いているか否か」のみをチェックする「オーディット型」の評価へと展開することができる。オランダや中国は最近オーディット型評価へと移行した。ただし、オーディット型評価は大学外の一般社会からは教育の質が担保されているのか分りにくいという短所もあり、英国やオーストラリアはオーディット型から、より基準を明確化させた評価（アセスメント）へと揺れ戻っている。大学評価制度は常に安定したものではなく、各国において、大学、評価機関、そして社会の3者のバランスの中で変化しながら存在している。

（２）「消費者保護」としての大学情報の公開

大学評価とは別の形の質保証として、大学のデータや情報の透明化を求める動きも見られる。米国では1986年よりIPEDSと呼ばれる大学情報データベースがあり、学生数・教員数や卒業率、学生への奨学金などの情報を公開してきた。さらに「2008年高等教育機会法」により消費者保護として、学生教員比率や詳細な経費などの情報が公開されるようになった。英国でもHESAという統計機関が1993年より基礎的情報を公表していたが、2011年に「Key Information Set」が設定され、学生満足度や卒業後の状況などの情報を比較可能な方法で公表していく方向が示された。

日本では2010年6月の学校教育法施行規則等の改正により、教育研究活動等の状況について9項目の情報を公表することが義務づけられたが、大学が自由なフォーマットで任意の方法にて公表すればよい段階にある。大学の自主性が尊重されている反面、海外状況と比べれば、学生にとって分かりにくい状況であり、情報公開の基盤構築をすすめていくことが望まれよう。

4. おわりに

認証評価は既に第二サイクルに入っており、上記の変化以外にも、「何を教えたか」から「学生が何ができるようになったのか」への視点の展開という学習成果の重視や、学位授与方針、カリキュラム編成・実施方針、入学者受入方針を有機的な連携を有する形で策定することが求められるようになってきている。ただし、このように新たな視点や評価項目が外部から導入されても、前述のように、教育の質保証の責任は第一には大学自身にある。大学が自らその教育や人材育成の目的を定め、それが実現されているかをどのような方法で分析・計測するかも自ら定め、結果を示していくことが、継続的な質保証・向上の実現や、社会からの支援の拡大のために望まれている。

参考文献

Costes, N., et al. (2008), *Quality Procedures in the European Higher Education Area and Beyond – Second ENQA Survey*, ENQA

渋井進ほか(2011)「自己評価書と評価結果報告書の関係から見た大学機関別認証評価の分析」『大学評価・学位研究』12, 115-138.

荻上絢一(2009)「認証評価制度の問題点とこれからの改革の方向」『大学評価研究』8, 43-51.

金性希, 林隆之, 齊藤貴浩(2009)「認証評価による大学等の改善効果の創出構造 大学等に対する認証評価の検証アンケート結果の比較分析を中心に」『大学評価・学位研究』9, 19-41.

ENQA(2009), *Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area, 3rd edition.*

高等教育における非常勤講師の現状と諸問題

松村 比奈子（首都圏大学非常勤講師組合・委員長）

1. 若手研究者と大学非常勤講師

若手研究者と大学非常勤講師の関係はどのようなものか。少なくとも労働組合としての非常勤講師組合においては、40歳以下の、文字通りの「若手研究者」はわずかである。（ただしここ1～2年は急増している。）しかし私もふくめてほとんどの大学非常勤講師は、この仕事を大学院修了直後から続けている者ばかりである。若いうちは非常勤で苦勞し、経験を積んで専任教員になる、という一般コースがかつてはまことしやかに言われていた。非常勤講師とは、若手研究者用に作られたポストと考える大学もある。したがって非常勤講師の実情は、非正規の30代若手研究者が直面する（している）様々な困難を表しているといっても良い。つまり、大学非常勤講師の実情は、若手研究者をこの国がどのように扱っているのか（利用しているのか）を知る手がかりでもある。

2. アンケート調査の実施状況

2005～6年にかけて、関西圏大学非常勤講師組合を中心に、首都圏大学非常勤講師組合ほか計6つの組合が共同でアンケート調査を行い、「大学非常勤講師の実態と声 2007」（以下、「実態と声 2007」）[1] という報告書をまとめた。この報告書は、「大学非常勤講師の実態と声 2001」から始められた、一連のアンケート統計分析書であり、第2号に相当する同「実態と声 2003」に続く3冊目として作成された。現在は第4次アンケート調査が済んでおり、分析中である。今回の報告では、主としてこの第3次調査報告書「実態と声 2007」を中心に、これまでのアンケート調査をも加味しながら、大学非常勤講師の実態を紹介したい。

3. データの概要

(1)55%が女性、45%が男性。(2)78%が人文科学系の専門分野。(3)76%が日本国籍、24%が日本以外の国籍。(4)平均年齢は、45.3歳。(5)平均年収は、306万円で、44%の人が250万円未満。(6)そのうち授業・研究関連の支出の平均は、27万円で、ほとんど公費は出していない。(7)平均経験年数は、11年。(8)平均勤務校数は、3.1校、平均担当コマ数は、週9.2コマ。(9)専業非常勤講師の96%が、職場の社会保険に未加入で、75%が国民健康保険、15%が扶養家族として家族の保険に加入。(10)国民健康保険料は、平均26.4万円（平均年収の8.6%）と高額で、国民年金保険料（年166,320円）とあわせると、年収の13%。非常勤先で社会保険加入を希望する人は、79%。(11)雇い止め経験のある専業非常勤講師は、50%。

さらに、(12)専業非常勤講師のうち、非常勤講師に労災保険が適用されることを知っているのは27%、年次有給休暇の制度がある大学もあることを知っているのは24%。(13)大学非常勤講師の労働・教学条件について不満のある専業非常勤講師は、95%で、特に雇用の不安定さ・低賃金・社会保険未加入・研究者として扱われないことなどに不満を持つ人が多い。

4. 大学非常勤講師の平均像

文系の分野、特に文学・語学系、社会科学系の研究者については、その研究ゆえに企業に採用されることはほぼない。それゆえ多くの研究者が就職先として最も期待するのが大学教員である。非常勤講師であっても、自らの専門分野に近い講義を受け持つ限り、研究を続けながら収入を得ることができる。そのため大学非常勤講師職の人気は高い。

本務校を持たない、いわゆる専業非常勤講師の数は全国で約 2 万 6000 人と推測される。首都圏の私立大学では授業の 6 割近くを非常勤が担当するのが普通になっている。そのため、大半の非常勤講師は、複数の大学で「細切れ掛持ち」パート（平均 3.1 校）として勤務している。

週 1 回の 90 分講義を 1 コマ担当すると月 2 万 5000 円、年 30 万円程度の収入となるが、年収は 250 万円以下が 44% である。大半の大学では、一時金も退職金も研究費もない。社会保険や雇用保険にも加入できない。

雇い止めの経験者は 50% にも達する。リストラ（短大廃止や学部の統廃合など）、カリキュラム変更（第 2 外国語の廃止や、必修科目の選択化など）、気まぐれ（新任の専任教員の選好に基づく入れ替えなど）、学生のアンケート評価や苦情メール、高齢や長期勤続、専任教員の労働強化・コマ数増対策、委託・外注化（ノヴァ、ベルリッツなどへの委託）などがその理由である。講師の勤務年数が上がるほど、雇い止め経験は増える。女性差別も根強い。

5. 大学非常勤講師が抱える不満

アンケートから窺われる大学非常勤講師の不満の第 1 は、賃金が低いことである。大学の講義は、専門性ゆえに一大学あたりの担当コマ数が 1～2 しかない場合も少なくない。そのため、生活可能な収入を得るために複数大学の講義を掛け持ちすれば、通勤時間が長く、効率が悪く、研究時間が持てない。不満の第 2 は、雇用の不安定さである。アンケートでは、せめて雇い止めの理由くらい教えて欲しいとの声もあったが、本人の努力に関わりなく、ある日突然雇い止めに通告されるため、将来に対する精神的苦痛と不安は大きい。不満の第 3 は、研究者としての格差である。専任とは区別され、研究紀要に載せてもらえない、学会費はおろかコピー代補助もない。非常勤の採用条件に研究業績が不可欠なのに、維持のための配慮は無い。その他、年金・保健の格差や、駅の待合室なみの講師室、教学上の権限がない、クラスの人数が多い、産休・育休・病欠の保障が不十分、といった不満が続く。

6. 何が問題か

端的に言えば、貧困と格差である。日本の文化的背景なのか、「沈黙は金」「忍従は美德」とされる土壌があるため、若い者は苦勞して当たり前と考えられている。そのせいかどうか、非常勤講師の研究者としての労働条件は、一般的な雇用と生存の配慮を度外視している。従って、一時的な雇用ならばともかく、10 年も 20 年も続けることを想定したものにはなっていない。非常勤講師の多くは高所得を望んでいるわけではないが、ノーベル経済学受賞者のアマルティア・センが『不平等の再検討』で述べているように、いわゆる「潜在能力」を疎外するほどの貧困と格差は、若手研究者を含め、多くの非正規研究者の機能を損ねていると言って良いのではないか。若手研究者の流動性は、研究意欲の向上につながらず、かえって生活に疲れ、研究のモラルを逸脱する可能性を心配すべきであろう。

7. 参考文献

(1) 関西圏大学非常勤講師組合・首都圏大学非常勤講師組合他「大学非常勤講師の実態と声 2007」

(<http://www.hijokin.org/en2007/index.html>)

(2) アマルティア・セン『不平等の再検討：潜在能力と自由』（岩波書店、1999 年）

大学院生の研究・生活を取り巻く諸問題と解決の展望

— 「2011 年度大学院生の経済実態に関するアンケート調査」 から —

K. S. (全国大学院生協議会事務局、東京大学大学院総合文化研究科)

全国大学院生協議会(全院協)は、全国の院生自治会・院生協議会のナショナルセンターとして、大学院生に共通する要求の実現を求めて運動する団体である。

私たちは、国が正式に調査を行っていない大学院生の実態を把握するために、毎年「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」を行っている。今年度は全国 40 大学 777 名の院生から調査票を回収することができた。本稿では、今年度の調査結果をもとに今日の大学院生を取り巻く諸問題について報告する。

1. 収入不足がもたらす大学院生の困難

第一に注目すべきは、「収入の不足が研究に影響を与えている」と答えた院生の相変わらずの多さである。2004 年に本調査を始めて以来、一貫して 6 割前後の院生が不満を訴えている。それを学系別に見てみると、サンプル数は少ないものの、自然科学系では収入の不足の影響を訴える人が 4 割以下であるのに対し、人文・社会科学系では 6 割以上と、特に文系院生の経済状況が深刻であることがわかる。具体的な影響としては「研究の資料・書籍を購入できない」をあげる人が最も多く、影響があると答えたうちの 82%を占めている。これに加えて、「授業料が払えない」、「パソコン・インターネット環境を整備できない」といった回答も少なからず見られ、多くの院生が研究に着手する前提条件さえ得られずに苦しんでいる姿が浮き彫りとなった。

また、「研究・生活上の不安」を聞いたところ、60%近くの院生が「生活費・研究費の工面」と回答した。これを課程別に見ると、修士で 51%、博士で 61%、OD は 73%という分布を示しており、学年を重ねるにつれて収入不足の問題が増々深刻化していく実態があらためて明らかとなった。

こうした大学院生の貧困問題を引き起こしている最大の要因は、やはり世界最高水準の高学費である。本調査では、74.3%の院生が年間 40 万円以上の授業料を支払っており、博士課程でも約 50%がこの水準の学費負担を強いられていることが示されている。こうした現状を鑑みれば、授業料の段階的無償化は、活発な研究活動を保障するための基本的かつ前提的要求であると言える。同時に、給付制を含めた奨学金制度の充実、TA・RA 制度の発展的整備も緊急の課題である。

2. 劣悪な研究環境

第二に、研究環境の問題も看過できない。「研究環境に不満はありますか」という質問に対して「ある」と答えた院生は 50.7%に上り、およそ 5 割の院生が現在の研究環境に不満を抱えている。その内実に関しては、大学予算の不足を背景とする問題である「必要な資料・書籍が学内に少ない」という項目を回答者の 45.4%が挙げていることは注目に値する。大学予算の不足が院生の生活に悪影響を与えるのみならず、研究拠点としての大学の研究室や図書館の整備の遅れをもたらしていることを意味するからである。さらに、「学内の研究スペースが不十分」(52.7%)、「図書館や教室などの学内施設が利用しにくい」(34.9%) の両項目を挙げる院生が多いことは、大学の施設そのものが不十分であり、その整備が遅れていることを示していると言えるだろう。

競争的資金の拡充等によって、近年の大学院の現場で強化されている成果主義・競争主義の影響も垣間見える。「研究テーマや研究内容を設定する際、就職や外部資金の獲得を考慮に入れています

か」という問いでは、「考慮に入れている」と回答した院生は、修士課程では10%～20%であるが、D1、D2では4割を超え、D3、OD層でも35%程度に達している。このことから、就職が近づき、学振などの研究費の採用対象になる博士課程に進学するとともに、多くの院生がそれらを考慮に入れた研究を行わざるを得ない傾向がわかる。

前節で指摘したように、現在、院生は経済的に厳しい状況におかれ、将来の見通しがもてなくなっているが、そうした中で多くの院生が外部の資金獲得や就職に少しでも有利な研究を追求している実態が浮き彫りになっていると言えるだろう。

さらに、産学連携等で企業の外部資金を獲得するためには、企業にとっての有用性が研究の要件になることは避けられない。それゆえ、外部資金獲得が研究内容の選定に大きな影響を及ぼしていることは、院生の研究上の発意性を封殺し、自由な研究を阻害している可能性がある。

国は、狭隘な実用主義に基づく差別的な資金配分をやめ、研究の自由と良好な研究環境を保障するための基盤的経費を拡充すべきである。

3. 就職への不安

最後に、厳しい就職状況を前に、日々暗澹たる将来像しか描けない院生の苦悩に言及しておかなければならない。「研究・生活上の悩み」を問う設問に対して、修士・博士を問わず、「将来の就職状況」と回答した者の割合が最も高かった。全体では約65%、博士課程に限れば約70%が就職への不安を抱えている。アンケート自由記述欄に寄せられた「明日が見えない」という声は、今日の大学院生に広く共有されているのである。

また、博士課程への進学を考えている修士課程在籍者に進学する上での懸念材料を尋ねたところ、「就職状況」を挙げた者は57%に上った。アカデミック・ポストへの絶望的な就職状況が、進路選択に影響を与えているだけでなく、学習・研究意欲を削いでいることが指摘できるだろう。

では、大学院生の「将来の就職状況」に対する不安に対し、各大学における就職支援はどうなっているのだろうか。回答者が所属する大学での就職支援の実施状況を見てみると、「わからない」、「行われていない」の合計は実に85%を占めており、あらためて就職支援の不十分さが浮き彫りとなった。現状では院生のキャリアパスを支える制度はあまりにも貧困であると結論せざるを得ない。もう一つ自由記述から院生の声を紹介しておこう。「D3まできたが将来の不安しかない。毎日追い立てられるような不安のなかで生活している。非常勤職で食べれないという人も多いが、現在は非常勤講師の椅子を争う状態である。現在学振によって生活をしているがそれも2年であり、切れた後のことは全く不透明であり、生活していくめどはない。研究職など目指さなければよかったと、最近では考えるようになった」(国立、社会科学系、OD、30～34歳)。

言うまでもなく、現在の大学院生(特に博士課程)が抱える深刻な就職問題は、90年代初頭から場当たりの推進された大学院重点化政策の帰結である。日本の大学院行政は、出口を用意しないままに入口を無計画に拡大し、学問的探究に熱意を抱く若者の人生を日々犠牲にしておきながら、長期にわたって真摯な対策を講じないまま今日に至っている。まずは、大学予算に対する人件費削減圧力の撤回を求め、アカデミック・ポストの最大限の拡大を実現していく必要がある。同時に、昨今議論が活発になっているキャリアパスの多様化路線についても、研究の自律性を十全に確保しながら慎重に推進されるべきである。

本稿で取り上げた困難以外にも、奨学金問題、留学生問題等々、今日の大学院生はあまりにも多面的な閉塞感の渦中にある。こうした諸問題は、もはや小手先の政策転換で解決し得るものではないだろう。大学院政策には、その理念的レベルからの抜本的な変革が求められているのである。

お金の心配なく学べる学園と社会の実現のために

藤浦修司（全日本学生自治会総連合 中央執行委員長）

1. 「お金がなくて学べない」学生の深刻な実態 —異常な高学費—

現在、日本の学費は国立大学で82万円、私立大学で平均131万円（いずれも初年度納付金）となっており、多くの青年が学生になる前に進学を断念したり、中途退学せざるを得ない状況にある。1970年と比べると、国立大学は51倍、私立大学では6倍であり、同時期の物価上昇の3倍と比べても、異常な高騰である。

「奨学金で学費を払い、生活費をアルバイトでまかなっているため、毎月不安定な収入で生活が大変」「親が学費のために老体にムチうって頑張っている姿を見聞きすると、ここで学んでいて良いのかと思う」など、学生生活や家計への負担に、学生やその家族から深刻な声があがっている。「家族や親せきに苦勞をかけてつらい」「進学・在学が家計を圧迫している」と、高額な学費・生活費を払わせてしまっていることに、学生は親や家族に対して「申し訳ない」と思われ、うしろめたさを感じながら学んでいる。食費を削ったり、長時間のアルバイトで健康な生活ができず、書籍の購入を控えたり、学習時間を削ってアルバイトをするなど、じっくり学ぶ環境までもが奪われている。

2. 経済支援制度はどうなっているか、どうすべきか

日本の学費が異常に高額であること、奨学金や授業料減免などの諸制度が貧困であることは、学生が学費や生活費の負担を家庭に頼らざるを得なくさせている。しかし、周知のとおり一般的な家庭の収入は減り続けており、家計ももはや限界である。全国大学生生活協同組合連合会の「第46回学生生活実態調査」でも、家庭からの仕送りが「0円」の学生が10.5%となり、「5万円未満」の学生は25.2%にのぼっている。東京私大教連の「私立大学新入生の家計負担調査（2009年度）」では、仕送りから家賃を引いた生活費は、この10年で半減し、月額33,700円に落ち込んでいる。学費や学生生活費を無理をして支えてきた家計が限界を迎え、家計の貧困が学生生活の貧困に直結している。

□授業料減免制度の抜本的拡充を

授業料減免は多くの大学が実施しているが、採用枠が限られていること、成績、家計状況などの採用基準が不明確であったり、実態に合っていない（経済的に困難な学生ではなく成績優秀者を優先するなど）ことなど、必要としている学生にとっては不十分である。

授業料免除への国庫補助は、この間少しずつ増えてきているものの、まだ不十分である。さらに、減免枠をどう使うかは各大学の裁量に任されており、必ずしも学生の実態を反映するものになっているわけではない。また、免除の基準が、成績も家計状況も明確にされていることが少なく、「去年は免除されたのに、なぜ今年はされないのか」などの声が、学生から毎年上がっている。

授業料免除では、各大学が実施している免除制度を支援すると同時に、大学任せにせず政府の責任で明確な基準と十分な予算をもった制度にすることが必要である。東京大学では、2008年度から「世帯年収400万円未満の学生は全員授業料を免除する」という制度を実施している。この制度は、①基準を家計の経済状況のみに限定したこと、②基準を満たした者は予算の枠に縛られず全員免除するようにしたこと、③基準を明確にし広く公表したこと、の3点において画期的である。「自分の家計状況なら免除される」とあらかじめわかれば、安心して進学できる。実際に、東京大

学の「2008年学生生活実態調査の報告書」によると、制度が実施された2008年度の在籍学生のうち、世帯年収450万円未満の者が2007年度の9.3%から17.6%へと顕著に増加しており、制度の有効性を示している。

同様の制度を、国公私立を問わず、政府の責任ですべての大学で実施することが必要である。特に私立大学では、各大学が授業料免除をどの程度実施できるかは、各大学の財政力に左右されている。どのような状態の大学でも、経済的に困難な学生に対して支援ができるよう、予算措置を大幅に引き上げることが必要である。

□無利子奨学金の拡大、給付制奨学金の導入、返還免除制度の確立を

学生の学びを支えるはずの奨学金制度も大きな問題を抱えている。その第一は、日本の公的奨学金は返済が必要な貸与制であることで、卒業と同時に多額の借金を背負うことである。大学4年間奨学金を借りると、どれくらいの「借金」を背負うのか。毎月12万円の貸与と入学時増額50万円（金利3%の場合）を借りると、返済総額は843万円になり、毎月35,126円を20年間返し続けることになる。そのため、不安定雇用や就職難の深刻化のもとで、「返したくても返せない」実態や、返済の見通しを持ってずに利用を躊躇する学生・高校生も少なくない。

第二は、特に無利子奨学金において、採用枠が少なすぎることである。無利子奨学金は、条件を満たすものの採用枠が少ないために採用されない「残存適格者」が、2010年度は予約採用（入学前に採用を決めるもの）で約142,000人（適格者の79%）、在学採用で23,000人に上っている。実に15万人が採用基準を満たしながら不採用となっている。日本学生支援機構労働組合によると、大阪など希望者の多い地域では生活保護水準の収入という適格者でも不採用になっているそうである。

第三は、「返したくても返せない」者に襲いかかる回収強化策である。日本学生支援機構の調査（2007年）によると、奨学金の延滞6カ月以上の者のうち、「年収300万円以下」が約8割となっている。延滞者の就業状態はアルバイト・無職が約5割であり、延滞理由を「低所得」とした者（約4割）のうち年収100万円未満が約4割であった。文科省は、返還困難者に対しては「猶予制度」があると説明してきたが、その期間は最長でも5年間であり、無職や低所得が5年間で解決する保証はどこにもない。にもかかわらず、5年を過ぎれば延滞者となり、年利10%の延滞金が加算される。そのうえ文科省は、2010年4月からは延滞が3カ月上回った者に対して、個人情報機関に個人情報を通報する制度（ブラックリスト化）や、法的処理強化などを進めている。奨学金の滞納が問題にされるとき、「学生や返還者のモラルの低下」や「学生支援機構の回収努力不足」などが指摘されるが、まったく事実を見ていない議論である。

来年度政府予算案では、大学等奨学金の無利子奨学金に親の年収が300万円以下の学生等に対し、卒業後に一定の収入を得るまで返還期限を猶予する制度を新設した。これまで経済的理由での猶予を5年以上認めなかった政府が対応を変えたことは一歩前進といえるが、対象が極めて限定（新規の無利子採用学部生3万人）されているために、さらに対象を利用者全体に拡充させていくことが求められる。

先進諸国では、奨学金は返す必要のない給付制奨学金を中心に据え、返還制度も一定の収入を得るまで返還の義務が生じないようにするなど、奨学金の名にふさわしい努力がなされている。日本でも、無利子枠を抜本的に増やし、返済不要の給付制奨学金の導入が必要であり、返還も一定の収入を得るまでは期間を問わず無条件で返済を猶予すべきである。奨学金返還延滞者のブラックリスト化は、奨学金の返済不安をあおり、経済支援が必要な学生を奨学金制度から排除するものであり、即刻中止・撤回すべきである。

3. 国際人権A規約13条2項(c)の留保を撤回し、学費の段階的値下げへ

当面、学費の負担を軽減することが必要だが、同時に、世界的にも異常な高さの学費そのものを引き下げることが大きな課題となる。高等教育の漸進的無償化を定めた国際人権A規約13条2項(c)は、約160カ国が批准している。この条項は、教育の機会均等は、教育の無償化で図られるべき、というものである。国際社会は、高等教育は人権であり社会の発展に不可欠である、と明確に位置づけ、無償教育の実現に向けて努力をしている。一方で日本政府は、「日本では、授業料免除や奨学金などで教育の均等は図られている」という立場で、この条項に「拘束されない権利を留保」してきた。しかし、この態度には、国内はもとより国際社会からも批判が集まり、国連から「留保撤回」を勧告されていた。

現在、国立大学の授業料標準額は、学生や大学関係者・国民の声と実態の深刻さを反映して、2007年以降値上がりしていない。私立大学では、2010年ついに初年度納付金の平均額が131万円を突破したが、大手私立大の中でも数十年ぶりに学費値上げをストップするなどの動きが現れている。速やかに、国際人権規約の学費無償化条項の留保を撤回し、政府の責任で段階的な学費値下げに踏み出すべきである。9日の衆院予算委員会で玄葉外相が「留保撤回の方向で調整するよう指示した」と述べたが、早急に撤回し、学費値下げに踏み出すことを求めたい。国立大学授業料標準額の引き下げはもちろん、私立大学の公共性を明確にし、私立大学生への学費の直接助成を行うなど、新たな支援が必要である。

4. 高等教育予算の抜本的引き上げを

以上述べてきた施策を実現するには、高等教育予算の抜本的引き上げが必要となる。特に、学費負担軽減のためには、国立大学運営費交付金と私立大学経常費補助の増額が欠かせない。特に、私立大学では学費負担は国立大学の1.6倍、国家予算からの交付金は学生一人あたりにすると国立大学の13分の1と大きな格差も生じている。国立大学では、法人化以降減らされた運営費交付金を直ちに回復し、さらに増額することが必要である。私立大学では、私立学校振興助成法の付帯決議に定められた「経常経費の二分の一」の国庫補助を早期に実現することが求められる。日本の高等教育予算への政府支出は、対GDP比でOECD諸国平均の半分程度であり、加盟国中最下位となっている。当面、高等教育予算をOECD諸国平均並みに抜本的に増額し、学費負担軽減や教育研究経費増額を進めることが強く求められる。

5. おわりに 一個人の成長は社会の発展につながる—

一部に「学生は遊んでいる」「社会に貢献する意識が足りない」という意見も、根強く残っている。「受益者負担」の考えが横行し、「学ぶのは自分のため」という意識がつくられてしまっているように思う。学生が、日々学び成長し、学んだことを生かして働くことは、社会の発展にとっても不可欠であり、「受益者負担」主義から脱することは、学生の学ぶ意識をさらに高め、国民の高等教育への姿勢を大きく変えることにもつながるはずだ。

注) 本稿は、『全大教時報』(Vol.35, No.1&2, 2011.6)への寄稿「お金の心配なく学べる学園と社会の実現のために—全学連の基本要求と取り組み—」をもとに補筆・修正したものである。